

令和2年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
〔指定管理者制度導入の適否〕に係る審査)

1 開催日時 令和2年5月18日(月) 13:25~13:45

2 開催場所 青森市役所議会棟 4階 第2委員会室

3 対象施設 下石川ふれあいセンター
なごやかプラザ福田
下町幸永会館
浪岡茶屋町会館
増館健康センター

4 出席者

(1) 選定評価委員

委員長	小野 正貴 (企画部次長)
副委員長	大久保 文人 (総務部次長)
委員	池田 享誉 (青森公立大学准教授)
委員	佐々木 信一 (東北税理士会青森支部)
委員	柿崎 哲男 (市民部次長)
委員	荒内 隆浩 (経済部次長)
委員	奥崎 文昭 (教育委員会教育次長)

(2) 施設所管課 (健康福祉課)

課長	小形 麻理
主幹	蛭名 保文

(3) 制度所管課 (財政課)

副参事	鈴木 健司
主幹	熊谷 圭介
主査	盛 将秀
主査	吉田 敏和

5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査

6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。

- (1) 指定管理者制度導入の適否：適
- (2) 指定期間：5年
- (3) 利用料金制：なし
- (4) 募集形態：非公募
- (5) グルーピングの適否：なし (単独施設)

7 主な質疑応答

委員：指定管理者制度の導入により、市が直営もしくは施設管理業務委託に比べ、業務の管理運営及び効率性についてメリットがあると説明されているが、具体的な管理運営に関するメリットや効率性としての費用等に関する試算を示すことはできないのか。

施設所管課：町内会が施設を管理することにより、利用申請の利便性が図られ、使いやすくなる。また、貸出終了後の施設の点検、清掃業務などを町内会に委託することで、職員の事務費の軽減が図られる。